

平成 30 年 9 月 19 日

各 位

能代労働基準監督署長

木造家屋建築工事現場における労働災害防止の徹底について（緊急要請）

日頃より労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の木造家屋建築工事現場において、先月、梁に渡した歩み板上で作業をしていた労働者が約 3.5 メートル下の基礎に墜落して死亡する痛ましい災害が発生しました。当署管内の木造家屋建築工事現場の労働災害が増加傾向（別添 1 参照）を示していた中でのことであり、極めて憂慮される事態と考えております。

この死亡災害については未だ調査中ですが、墜落防止措置について何らかの不備があると思われまます。また、本年度、当署管内で実施した木造家屋建築工事現場のパトロールでも、その大部分の現場で、手すりや幅木等の設置が不足している足場の使用、作業床の端や開口部に手すり等を設けていない、墜落防止用ネット又は安全帯の未使用といった墜落防止措置に不備のあるまま高所作業を行う実態が認められております。さらに、同パトロールでは、労働者がヘルメットを着用していない現場が約 3 割認められるなど、地域の事業者の安全水準に疑問を感じざるを得ない状況と把握しております。

当署においては、今後、管内の木造家屋建築工事現場へのパトロール及び指導を強化していくこととしております。また、当署から管内の主な木造家屋建築工事の事業者に対し、緊急要請文（別添 2 参照）を送付しましたが、貴会におかれましても、悲惨な労働災害の再発を防止するため、特に高所作業時における墜落防止措置（足場の適正な設置、墜落防止用ネットや安全帯の使用等）に重点を置き、基本的な安全ルールの遵守について、会員事業者に対して一層の啓発を実施していただきたく要請します。